

事 務 連 絡  
令和元年 9 月 1 7 日

各局等家畜伝染病関係者 各位

大臣官房危機管理官

長野県において発生した豚コレラにかかる対応について（情報提供及び協力依頼）

標記について、令和元年9月14日、長野県塩尻市の畜産試験場において、42例目となる豚コレラの患畜が確認されました。

防疫措置として、長野県は主要道路に消毒ポイントを設置する等の対応を行います。つきましては、貴局所管事業者に対し、本件に係る情報提供をしていただくとともに、長野県等が実施する防疫措置への協力依頼をお願いいたします。

なお、添付の消毒ポイントは、長野県が発表している本日現在の資料を添付しております。

## 農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 長野県における豚コレラの患畜の確認（国内42例目）について[プレスリリース](#)

### 長野県における豚コレラの患畜の確認（国内42例目）について

[Tweet](#)[印刷](#)令和元年9月14日  
農林水産省

本日、野生イノシシ陽性確認地点から10km以内にあり監視対象となっていた長野県塩尻市の長野県畜産試験場において豚コレラの患畜が確認されました。

本病の防疫措置等について万全を期します。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

#### 1. 発生施設の概要

所在地：長野県塩尻市

飼養状況：351頭

#### 2. 経緯

(1) 長野県は、9月12日（木曜日）、長野県畜産試験場から、飼養豚が異常を呈しているとの報告を受け、家畜防疫員による立入検査を実施しました。

(2) 9月13日（金曜日）、家畜保健衛生所での検査により豚コレラの疑いが生じたため、材料を農研機構動物衛生研究部門（注）に送付し、遺伝子解析を実施したところ、本日（9月14日（土曜日））、豚コレラの患畜であることが判明しました。

（注）我が国唯一の動物衛生に関する専門研究機関

#### 3. 今後の対応

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

- (1) 当該施設の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施します。
- (3) 感染拡大防止のため、発生施設周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。
- (4) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (5) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (6) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (7) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
- (8) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

#### 4. その他

(1) 豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者: 山野、下平

代表: 03-3502-8111 (内線4582)

ダイヤルイン: 03-3502-8292

FAX番号: 03-5512-2293

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

農林水産省

住所: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話: 03-3502-8111 (代表)

法人番号: 5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)



Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

## ウ 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域 (発生農場から半径 3km 圏内) 農場なし
- (2) 搬出制限区域 (発生農場から半径 10km 圏内) 1 農場

